



顧みられない熱帯病 (NTDs)

要 旨

- 2011年のWHOによるNTDs Roadmapの策定、2012年の「NTDsに関するロンドン宣言」後、近年加速的に「顧みられない熱帯病 (NTDs)」への国際的関心が高まり、日本も官民が協力をして医薬品等の開発のための基金への資金拠出に参画している。
- JICAは、シャーガス病のコミュニティでの感染予防対策や治療薬研究、大洋州各国の段階に合わせたフィラリアのEliminationへ向けた支援をはじめ、フィラリアやシャーガス病の制圧への取り組みを10年以上続けてきたことなど、NTDs対策を進めている。
- JICAは、疾患への直接的なアプローチとして診断法・治療薬開発を目指すとともに、保健行政強化、地域保健強化、衛生環境改善、学校保健等の一環とした間接的な支援もあわせ包括的にNTDs対策を進める。

概 要

NTDsの多くは、衛生環境・住環境の改善、適切な予防、治療サービスにより制圧が可能とされ、その予防・治療の費用対効果も高いことが指摘されている。しかし、これまで三大感染症 (HIV/エイズ・結核・マラリア) 等と比べ、世界から関心が向けられず十分な対策がとられてこなかった。主に影響を受けているのが開発途上国であり、先進国において治療薬の需要が少ないことが主な理由であったが、近年になりNTDsの感染人口が10億人以上に上るという認識とともに、対策支援の国際的機運が高まっている。

こうした背景から2011年、WHOは「Accelerating Work to Overcome the Global Impact of Neglected Tropical Diseases - A Roadmap for Implementation -」を作成し、「予防治療の普及」、「診断・治療体制の強化」、「ベクター (媒介生物) 及び中間宿主対策の強化」、「人獣共通感染症対策の強化」、「安全な水の確保、衛生環境の整備」の5点を主要戦略と位置づけた。2012年1月には、製薬会社13社、米、英、アラブ首長国連邦の各政府、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、世界銀行を含めた保健分野の国際機関により、特に10のNTDs (表) について2020年までの撲滅・抑制に向けた歩みを加速するため、協調して治療薬の供給・新薬の開発研究等新たな取り組みに着手することが発表された (NTDsに関するロンドン宣言)¹。

これを受け、2013年の世界保健総会 (WHA) では、Roadmapに掲げる戦略を重視し、世界が一丸となってNTDsへの取り組みを強化することが確認された。持続可能な開発目標 (SDGs) では、ゴール3.3にNTDsの流行を終わらせ、「顧みられない熱帯病に対する治療介入を必要としている人々の数 (SDGs 3.3.5)」を減らすことが掲げられている。

表「WHOの指定する20のNTDs」

「NTDsに関するロンドン宣言」

対象の10疾患

ギニア虫感染症
リンパ系フィラリア症
トラコーマ
アフリカ睡眠病
ハンセン病
土壌伝播寄生虫症
住血吸虫症
河川盲目症 (オンコセルカ症)
シャーガス病
リーシュマニア症

ブルーリ潰瘍
デング熱
狂犬病
包虫症
毒蛇咬傷
囊尾虫症
疥癬
マイセトーマ
トレポネマ感染症
食物媒介吸虫類感染症

この国際的な潮流を受け、日本政府も、製薬企業、ビル&メリンダ・ゲイツ財団等との共同出資による官民パートナーシップ「グローバルヘルス技術振興基金 (Global Health Innovative Technology Fund: GHIT Fund)」を2012年に設立し、NTDsを含む感染症の新しい薬、ワクチン、診断法の開発を支援している。

さらに、2015年のG7エルマウサミットでも、首脳宣言にNTDsとの闘いへのコミットメントが盛り込まれ、2016年のG7伊勢志摩サミットにおいても、NTDsの研究開発とイノベーションの必要性が「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」に盛り込まれた。

1: London Declaration on Neglected Tropical Diseases <https://unitingtocombatntds.org/wp-content/uploads/2017/11/london_declaration_on_ntds.pdf>

方針

- JICA はこれまで NTDs 対策として、研究を通じた技術協力² (SATREPS) による、開発途上国の研究機関を対象とした新薬の開発、基礎研究の能力強化を実施してきた。また、寄生虫対策の人材育成や、予防・治療のための教育・啓発活動を重要課題として取り組んできた。これらは、「NTDs に関するロンドン宣言」に合致しており、引き続き、これまでの経験を活用して支援を行う。疾患への直接的なアプローチとして診断法・治療薬開発を目指す動きを支援するとともに、間接的ではあるが公衆衛生一般に効果を表すものとして、保健行政強化、地域保健強化、衛生環境改善、学校保健等の一環として支援を進める。
- 大洋州諸国におけるフィラリア症対策に関しては、2000 年来の駆虫薬・検査キットの供与及び JICA ボランティア派遣等のこれまでの支援が相応の効果を発揮しており、同諸国における elimination の可能性が視野に入ってきている。この状況を踏まえ、ポリオ撲滅への支援と同様に、疾病の問題がなくなるまでの取り組みに対して引き続き支援していく。

事例

【シャーガス病：JICA のこれまでの取り組みと未来へ向けて】



サシガメについての啓発活動

JICA は 2000 年以降、中米各国（グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア）でシャーガス病の取り組みを支援してきた。第一段階（攻撃フェーズ）では、家屋内に生息する媒介虫のサシガメ調査・駆除、住民向け啓発活動を行い、サシガメの生息率やシャーガス病の罹患率の低下に大きく貢献した。第二段階（監視フェーズ）では、低下した罹患率を維持し、その再発生を抑え込むための監視体制を築いた。これら協力には感染症対策の専門家や青年海外協力隊員が研修実施等で数多く活躍したことに加え、検査キット、殺虫剤等の提供も功を奏した。2014 年には、それまでの住民参加型の媒介虫監視体制の知見を好事例集としてまとめ、米州保健機関（PAHO）とともに中米地域内で共有した。

現在、エルサルバドルにて治療薬の研究プロジェクトが始まり（2018 年～2023 年）、慢性期に効果のある新規治療薬の開発や病態の解明に向け、日本とエルサルバドル双方の研究機関で研究が進められている。

【フィラリア：大洋州広域フィラリア対策】

フィラリアは、世界の熱帯・亜熱帯地域 73 カ国で感染が確認されている、蚊によって媒介される感染症である。大洋州地域におけるフィラリア対策は、1999 年に WHO 西太平洋地域事務局 (WPRO) が、大洋州リンパ系フィラリア症制圧計画 (Pacific Programme to Eliminate Lymphatic Filariasis: PacELF) を開始したことに始まる。その内容は①駆虫薬の集団投薬 (Mass Drug Administration: MDA)、②決められた MDA 回数を実施した後の定点調査 (Transmission Assessment Survey: TAS)、③慢性リンパ浮腫患者に対するケア、等である。JICA はこのプログラムが実施されている大洋州地域の 14 カ国³ に対して、ボランティア派遣、2000 年～2016 年までは駆虫剤 (2011 年度以降はエーザイ株式会社による無償供与) と検査キットの供与を行ってきた。こうした国際的な取り組みのもと、フィラリアが蚊に媒介されることなど、感染防止に関する情報が国民に普及し、予防のための環境美化運動が進化した。当地域では、2017 年までに 7 カ国⁴ でフィラリア制圧⁵ が WHO に認定され、残る 7

カ国における制圧を目指し、JICA は「大洋州広域フィラリア対策プロジェクト」(2018 年～2022 年) を開始した。



タイのマヒドン大学で習得したケア方法を、パプアニューギニアの関係者へ伝授する青年海外協力隊員

2 : JICA、国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)、国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) が連携し、日本と開発途上国の研究機関が実施する共同研究により、感染症等の地球規模課題の解決を目指す技術協力

3 : フィジー、キリバス、ミクロネシア、パプアニューギニア、サモア、トンガ、ツバル、マーシャル諸島、クック諸島、ニウエ、パラオ、バヌアツ、ナウル、ソロモン諸島

4 : マーシャル諸島、クック諸島、ニウエ、トンガ、バヌアツ、ナウル、ソロモン諸島

5 : MDA がなくとも、蚊によるフィラリアの伝播が不可能になるレベルまで、5 歳以上住民の感染率が下がった状態